

(事前相談票)

大牟田市ブロック塀等撤去促進事業
ブロック塀等調査申込書

※太枠内をご記入ください。

[illegible]

(注) 大牟田市ブロック塀等撤去促進事業で補助を受けてブロック塀等を撤去しようとする場合は、別途申請手続きが必要となります。工事の着手（補助対象部分の撤去工事）は、補助金交付決定後に行ってください。

上記の相談について、下記のとおり判定してよろしいか伺います。

担当	主査	課長

調 査 員 所 見	現地調査日	年 月 日	調査員	
	☐ 別表のとおり判定します。			
総合評点（ ）点				

(事前相談票)

[illegible]